

令和4年度 第1回網走市いじめ問題専門委員会 議案

日 時：令和5年3月21日(火・祝) 午後3時

場 所：網走市役所 議会委員会室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 委 員 紹 介

4 議 事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 専門委員会の役割について

別冊資料あり

(3) 事案検討・対応協議について

5 そ の 他

6 閉 会

この写しは、網走市情報公開条例に基づき交付したものです。

令和5年8月6日 網走市企画総務部総務防災課長



令和4年度第1回 網走市いじめ問題専門委員会 会議録

1. 開催年月日 令和5年3月21日(火)午後3時00分～午後3時11分
2. 開催場所 網走市議会委員会室
3. 出席委員 (5名) 丹羽光一 会長
山西爾 副会長
梶野浩樹 委員
川瀬敏朗 委員
花高了三 委員
4. 説明のため出席した者

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	田 口 徹
学校教育部次長	大 垣 正 紀
学校教育部次長	小 松 広 典
学校教育部参事	高 橋 善 彦
学校教育課学務係長	中 村 幸 平

5. 会議の内容 以下のとおり

午後3時00分 開会

(事務局)

ただいまから令和4年度第1回網走市いじめ問題専門委員会を開催いたします。
私は、教育委員会学校教育部次長の小松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
開催にあたり、網走市教育委員会の岩永教育長よりご挨拶を申し上げます。

(岩永教育長)

教育長の岩永でございます。網走市いじめ問題専門委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様にはご多用の中、そして休日にも関わらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。また日頃から網走市の子供たちのため、そして地域の教育の発展と充実のためにお力添えをいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

皆様ご存じのとおり、平成24年に滋賀県大津市で起きたいじめ事案を端緒にして、学校や教育委員会の隠ぺい体質が問題視をされ、平成25年の教育再生実行会議の第一提言におきまして、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要であるとして、いじめ防止対策推進法が成立しております。その後、平成29年にいじめ防止等のための基本的な方針が改訂されたことを受け、当市でも令和元年11月に網走市いじめ防止基本方針を策定し、学校や保護者、地域が一体となっていじめ根絶に向け尽力してきたところでございます。

今日、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義といたしましては、児童生徒が一定の人間関係にある他の児童生徒などから心理的または物理的な影響を与える行為により心身の苦痛を感じるものとし、いじめに当たるかどうかの判断は表面的・形式的にするのではなく、全面的に心身の苦痛を感じた児童生徒の立場に立つことである。申し上げるまでもなく、いじめはそれを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害をし、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える恐れがあり、決して許されない行為であります。一方で数年前の国の調査では、小中学生の多くが仲間はずれや無視、陰口をしたことがある、またはされたことがあるとの結果が示され

この写しは、網走市情報公開条例に基づき交付したものです。

令和5年8月16日 網走市企画総務部総務防災課長



ておりまして、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうることを踏まえて取り組むことが重要であると認識をしております。

今日、専門委員会では、現在当市で起きたいじめの重大案件につきまして、これまでの経過を説明させていただき、その後に引き続き行わせていただく調査委員会では、それぞれの専門分野のお立場からご教示いただきたいと考えておりますので、どうぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます。網走市いじめ問題専門委員会の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様におかれましては、令和5年10月31日までの任期として委嘱させていただいておりますが、今回が第1回目の会議となりますので、私からお一人ずつ紹介をさせていただきます。

左手からになりますけれども、川瀬敏朗弁護士です。

続いて、梶野浩樹医師です。

右手の方に移りまして、山西爾社会福祉士です。

花高了三カウンセラーです。

正面の丹羽光一東京農業大学教授です。

それでは、お手元の議案に沿って進めていきたいと思っております。

議事の(1)会長の選任についてですが、網走市附属機関条例に基づき、会長及び副会長を置き、選出方法は委員の互選により決めることとなっております。選出方法についてご意見やご提案はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようでしたら、事務局の案でございますけれども、会長として丹羽光一東京農業大学教授、副会長として山西爾社会福祉士にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、会長は丹羽教授、副会長は山西社会福祉士にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより先の議事進行については、丹羽会長にお願い致します。

(丹羽会長)

会長に選ばれました丹羽でございます。早速、議事を進めたいと思っております。

では、議事の(2)専門委員会の役割について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

学校教育部次長の大垣でございます。私の方から、本委員会の設置趣旨並びに役割等についての説明をさせていただきます。

本委員会は、網走市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、法律、医療又は福祉に関する専門的な知識を有する方、その他学識経験者で構成する網走市いじめ問題専門委員会を教育委員会の附属機関として設置します。

この専門委員会委員は、法第28条第1項に規定する重大事態に関わる調査を教育委員会が行う場合の組織とし、網走市いじめ問題調査委員会委員を兼ねることとします。ただし、いじめ問題調査委員会の構成委員は、いじめ事案の第三者として客観性を保つため、必要な場合は調査組織構成委員を増員するものとします。

私からは以上でございます。

この写しは、網走市情報公開条例に基づき交付したものです。

令和5年8月16日 網走市企画総務部総務防災課長



(丹羽会長)

ありがとうございます。何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

よろしいですか。それでは次に進みたいと思います。

議事の(3)事案検討と対応協議について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

現在把握している案件の概要について、ご説明させていただきます。

今回の案件につきましては、令和5年2月■日に発覚しました網走市立■学校■年男子生徒への集団暴行等における件。並びに、令和4年11月■日に発覚しました同じく網走市立■中学校■年女子生徒への児童ポルノ提供等における件の2件についてであり、法第28条第1項第1号にあるように、両件における生徒につきましては、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、いわゆる重大事態として認め、教育委員会が重大事態の調査において網走市いじめ問題専門委員会委員によるいじめ問題調査委員会を設け、事実関係を明確にするための調査を実施することとしたいと考えております。

私からは以上です。

(丹羽会長)

何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、ただいま説明していただきましたとおり、重大事態に関わる網走市いじめ問題調査委員会が設置されます。そして、本専門委員会の委員が調査委員会委員を兼ねることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、議案の(5)その他について、事務局からありましたらお願いいたします。

(事務局)

特にございません。

(丹羽会長)

この他に委員の皆様からご質問ご意見がなければ、以上で令和4年度第1回の網走市いじめ問題専門委員会を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これで終了いたします。お疲れ様でした。

この後は、網走市いじめ問題調査委員会の開催となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

午後3時11分 閉会

この写しは、網走市情報公開条例に基づき交付したものです。

令和5年8月16日 網走市企画総務部総務防災課長



網走市いじめ問題専門委員会 委員名簿

委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日

	氏 名	性別	職業	選出区分
1	川瀬 敏朗	男	弁護士	網走市附属機関条例第3条第2項（法律）
2	梶野 浩樹	男	医師	網走市附属機関条例第3条第2項（医療）
3	花高 了三	男	カウンセラー	網走市附属機関条例第3条第2項（心理）
4	山西 爾	女	社会福祉士	網走市附属機関条例第3条第2項（福祉）
5	丹羽 光一	男	大学教授	網走市附属機関条例第3条第2項（学識経験）

この写しは、網走市情報公開条例に基づき交付したものです。

令和5年8月16日 網走市企画総務部総務防災課長

